

# 高根沢町における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和5年7月版

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与については、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし、軽度者であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する場合は、対象外種目について例外的に給付することができます。

## 1 対象外種目

### （1）要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

### （2）要支援1・2、要介護1～3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

## 2 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには、別紙の「手順1 基本調査の結果による判断」、「手順2 適切なケアマネジメントによる判断」、「手順3 市町の確認による判断」があります。

## 3 高根沢町での取り扱い

市町の確認による判断が必要な場合は、役場健康福祉課で受付をします。

※「手順3 市町の確認による判断」の場合のみ提出が必要です。

### （1）手続きする人

担当ケアマネジャー

地域包括支援センターの担当職員

福祉用具事業者

### （2）提出するもの

・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書

（添付書類）

・サービス担当者会議の要点又は介護予防支援経過記録の写し

※ 医師の所見を記載する必要があります（医師の所見を確認した資料は添付不要です）

・貸与が必要な福祉用具のカタログ

### （3）その他注意事項

・確認の有効期間は、貸与開始日から要介護（要支援）認定有効期間の終了日とします。

・やむを得ない理由（介護申請中で認定が未確定な場合、急な状態変化がある場合など）で、添付書類の提出が遅れる場合にも、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書」は必ず利用開始前に提出してください。